

○ 経済産業省  
環境省 令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条及び第六条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年  
経済産業省  
環境省 令第三号

）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「〇・五一〇」を「〇・五〇二」に改め、同条第十項中「〇・〇二八」を「〇・〇一四」に改め、同条第十四項第三号中「一・七七」を「一・七二」に改め、同項第五号中「二・六九」を「二・七

七」に改め、同項第七号中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。

第四条第三項第一号イ中「〇・〇〇三七」を「〇・〇〇一四」に改め、同条第十一項第一号中「〇・一〇」を「〇・一一」に改め、同項第二号中「〇・〇六七」を「〇・〇六六」に改め、同条第十五項第二号中「〇・〇〇〇三七」を「〇・〇〇〇二八」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第五欄」を「第三欄」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第五項第二号中「〇・〇〇四二」を「〇・〇〇三二」に改め、同条第九項各号を次のように改める。

- 一 野菜 〇・〇〇九七
- 二 水稻 〇・〇〇四九
- 三 果樹 〇・〇〇九七
- 四 茶樹 〇・〇四六
- 五 ばれいしょ 〇・〇〇九七
- 六 飼料作物 〇・〇〇九七
- 七 麦 〇・〇〇九七

八 そば 〇・〇〇九七

九 豆類 〇・〇〇九七

十 かんしょ 〇・〇〇九七

十一 桑 〇・〇〇九七

十二 たばこ 〇・〇〇九七

十三 工芸農作物（第四号及び前二号に掲げるものを除く。） 〇・〇〇九七

第六条第一項中「〇・〇〇六六」を「〇・〇〇四九」に改め、同条第二項第一号中「〇・〇〇二五」を「

〇・〇〇五〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇二〇」を「〇・〇〇一九」に改め、同条第三項第一号中

「〇・〇〇〇〇〇〇六八」を「〇・〇〇〇〇〇〇六五」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇〇〇〇三五」を「

〇・〇〇〇〇〇〇二五」に改め、同条第四項中「ロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一〇」

を「ロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七」に、「〇・〇〇〇〇〇一四」を「〇・〇〇

〇〇〇一一」に改め、同条第六項第一号中「〇・〇二七」を「〇・〇二八」に改める。

第七条第一項第一号中「〇・〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇三〇」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇〇三

一」を「〇・〇〇〇〇三〇」に改める。

第八条第一項中「〇・〇一七」を「〇・〇一九」に改め、同条第二項中「〇・〇五〇」を「〇・〇二七」に改める。

別表第一の一の項中「二十八・九」を「二十九・〇」に改め、同表の二の項中「二十六・六」を「二十五・七」に改め、同表の三の項中「二十七・二」を「二十六・九」に改め、同表の四の項中「三十・一」を「二十九・四」に改め、同表の五の項中「三十五・六」を「二十九・九」に改め、同表の七の項中「四十一・九」を「四十・九」に改め、同表の一一の項中「三十四・一」を「三十三・六」に改め、同表の一四の項中「三十八・二」を「三十七・七」に改め、同表の一六の項中「四十一・七」を「四十一・九」に改め、同表の一七の項中「五十・二」を「五十・八」に、「〇・〇一六三」を「〇・〇一六一」に改め、同表の一九の項中「五十四・五」を「五十四・六」に改め、同表の二〇の項中「四十・九」を「四十三・五」に改め、同表の二二の項中「〇・〇二六六」を「〇・〇二六三」に改め、同表の二四の項中「四十一・一」を「四十四・八」に、「〇・〇一三八」を「〇・〇一三六」に改める。

別表第二の一の項中「二・四」を「二・三」に改め、同表の二の項中「三・三」を「二・八」に改め、同

表の三の項中「二・三」を「二・二」に改め、同表の七の項中「二・一」を「二・二」に改める。

別表第三の四の項中「〇・七五九」を「〇・七七五」に改める。

別表第五の一の項中「二十八・九」を「二十九・〇」に改め、同表の二の項中「二十六・六」を「二十五・七」に改め、同表の三の項中「二十七・二」を「二十六・九」に改め、同表の四の項中「三十・一」を「二十九・四」に改め、同表の五の項中「三十五・六」を「二十九・九」に改め、同表の一一の項中「四十一・九」を「四十・九」に改め、同表の一五の項中「三十四・一」を「三十三・六」に改め、同表の一八の項中「三十八・二」を「三十七・七」に改め、同表の二〇の項中「四十一・七」を「四十一・九」に改め、同表の二三の項中「五十・二」を「五十・八」に改め、同表の二五の項中「五十四・五」を「五十四・六」に改め、同表の二六の項中「四十・九」を「四十三・五」に改め、同表の三〇の項中「四十一・一」を「四十・八」に改める。

別表第六の一の項中「〇・九〇」を「〇・二六」に改め、同表の二の項中「〇・九八」を「〇・二六」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第四条及び第五条関係）

一 牛										
尿から分離したふんの天日乾燥による管理	○・○○二〇	○・〇三一								
尿から分離したふんの火力乾燥による管理	○	○・〇三一								
乳用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・○○〇四四	○・〇〇三九								
肉用牛の尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・○○〇三四	○・〇〇三九								
乳用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	○・〇三八	○・〇三八								
肉用牛の尿から分離したふんの堆積発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇二五								
尿から分離したふんの焼却による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六								
乳用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・○○〇四四	○・〇三一								
肉用牛のふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・○○〇三四	○・〇三一								
乳用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	○・○○〇八七	○・〇七九								
肉用牛のふんから分離した尿の浄化による管理	○・○○〇六七	○・〇七九								
乳用牛のふんから分離した尿の貯留による管理	○・〇三九	○・〇〇一六								

二												
豚												
尿から分離したふんの火力乾燥による管理	尿から分離したふんの天日乾燥による管理	肉用牛のふんと尿との混合物の貯留による管理	乳用牛のふんと尿との混合物の貯留による管理	肉用牛のふんと尿との混合物の浄化による管理	乳用牛のふんと尿との混合物の浄化による管理	肉用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	乳用牛のふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	肉用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	乳用牛のふんと尿との混合物の強制発酵による管理	ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	肉用牛のふんから分離した尿の貯留による管理
○	○・○○二〇	○・〇三〇	○・〇三九	○・〇〇〇〇六七	○・〇〇〇〇八七	○・〇〇〇一三	○・〇三八	○・〇〇〇三四	○・〇〇〇四四	○	○・〇〇二〇	○・〇三〇
○・〇三一	○・〇三一	○・〇〇一六	○・〇〇一六	○・〇七九	○・〇七九	○・〇二五	○・〇三八	○・〇三一	○・〇三一	○・〇三一	○・〇三一	○・〇〇一六

三													
鶏													
ふんの天日乾燥による管理	ふんと尿との混合物の貯留による管理	ふんと尿との混合物の浄化による管理	ふんと尿との混合物の堆積発酵による管理	ふんと尿との混合物の強制発酵による管理	ふんと尿との混合物の火力乾燥による管理	ふんと尿との混合物の天日乾燥による管理	ふんから分離した尿の貯留による管理	ふんから分離した尿の浄化による管理	ふんから分離した尿の強制発酵による管理	尿から分離したふんの焼却による管理	尿から分離したふんの堆積発酵による管理	尿から分離したふんの強制発酵による管理	
○・○○二〇	○・〇八七	○・○○〇一九	○・〇〇一六	○・○○〇九七	○	○・〇〇二〇	○・〇八七	○・〇〇〇一九	○・〇〇〇九七	○・〇〇〇四〇	○・〇〇〇一六	○・〇〇〇九七	
○・〇三一	○・〇〇一六	○・〇七九	○・〇三九	○・〇三一	○・〇三一	○・〇三一	○・〇〇一六	○・〇七九	○・〇三一	○・〇〇一六	○・〇三九	○・〇〇三九	

ふんの火力乾燥による管理	○	○・○三一	
ふんの強制発酵による管理	○・○〇〇一四	○・○〇〇三九	
ふんの堆積発酵による管理	○・○〇〇一四	○・○〇三一	
ふんの焼却による管理	○・○〇〇四〇	○・○〇〇一六	

別表第九を次のように改める。

別表第九（第四条関係）

一	食物くず	○・一四五
二	紙くず	○・一三六
三	繊維くず	○・一五〇
四	木くず	○・一五一
五	下水汚泥	○・一三三
六	し尿処理施設に係る汚泥	○・一三三
七	浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する）	○・〇二五〇

	水道施設であるものをいう。)に係る汚泥
八	製造業に係る有機性の汚泥
	〇・一五〇

別表第十二の一の項中「〇・〇〇〇〇〇〇九六」を「〇・〇〇〇〇〇〇九五」に、「〇・〇〇〇〇〇〇五六五」を「〇・〇〇〇〇〇〇五六七」に改め、同表の二の項中「〇・〇〇〇〇〇七二」を「〇・〇〇〇〇〇七七」に、「〇・〇〇〇〇〇五三四」を「〇・〇〇〇〇〇五三九」に改め、同表の三の項中「〇・〇〇〇〇〇七五」を「〇・〇〇〇〇〇七六」に、「〇・〇〇〇〇〇七一二」を「〇・〇〇〇〇〇七二四」に改める。

別表第十四の一の項中「〇・〇〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇〇三五」に改め、同表の二の項中「〇・〇〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇〇三五」に改める。

別表第十七の一の項中「〇・〇〇一五」を「〇・〇〇一六」に改め、同表の二の項中「〇・〇〇〇〇一六」を「〇・〇〇〇〇一七」に改め、同表の三の項中「〇・〇〇〇〇一八」を「〇・〇〇〇〇一九」に改め、同表の四の項中「〇・〇〇〇〇一八」を「〇・〇〇〇〇一九」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。